

令和3年度
串間市未来を拓くまちなか創生・ひとづくり事業

【まちなか創生事業補助金 募集要項】

「道の駅くしま」の開業にあわせて、串間市中心市街地の活性化、交流人口の増加を図るための「まちなか創生事業補助金」の交付を希望する事業者を募集します。

- ◇申請期間 令和3年4月12日～令和3年6月14日
※事前相談が必要となります。
- ◇受付場所 串間市役所商工観光スポーツランド推進課
住所：〒888-8555 串間市大字西方5550番地
電話：0987-55-1127

令和3年4月

串間市商工観光スポーツランド推進課



◇事業の目的（趣旨）

串間市の中心市街地活性化に取り組み、交流人口の増加を図ることで市内経済活性化を実現することを目的とした事業です。「道の駅くしま」の開業とともに隣接する仲町商店街の再生に向けて、新たな事業者を呼び込むと同時に、既存の事業者の販売力強化を支援するために「まちなか創生事業補助金」を設置しました。

◇補助対象者

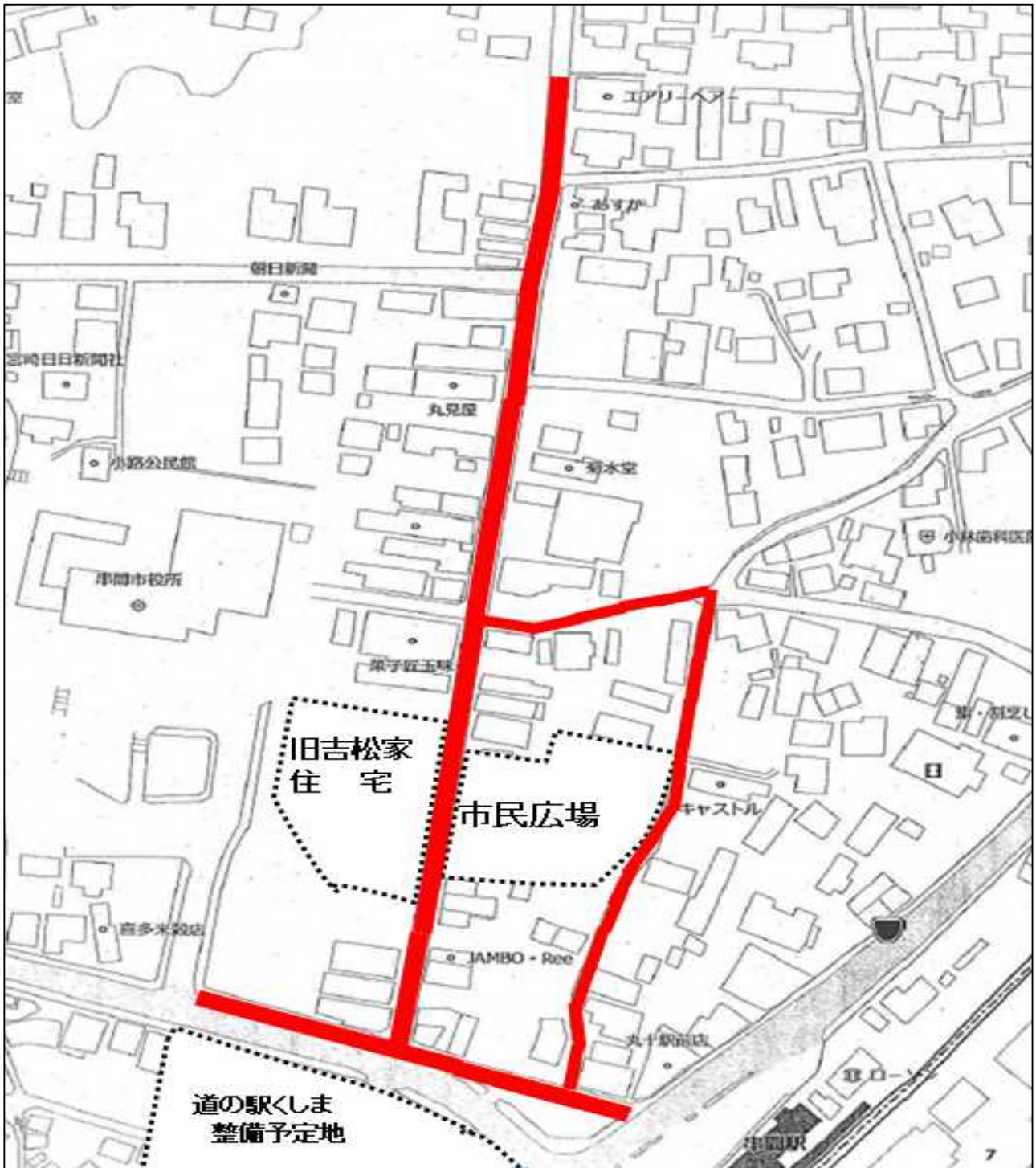
1. 次のいずれかに該当するものについて、補助対象者とします。
 - (1) 対象エリア内開業希望者（令和4年3月末日までに開業する者に限定）
 - (2) 対象エリア内既存事業者※市内、市外、個人、法人（中小企業者）を問いません。
※複数の法人等で構成されるグループも補助対象者としますが、代表者を明らかにすること及びグループを構成する法人等が単独での申請はできないこととします。

2. 補助対象者は、次の要件を満たすものとします。
 - (1) 仲町商店街の活性化に関する事業等に積極的に関わる意欲があること。
 - (2) 原則として週5日以上、1日3時間以上営業し、かつ通年営業すること。
 - (3) 補助金最終受領年度から5年以上継続して営業を行う見込みがあること。
 - (4) 市税等を滞納していない者であること。
 - (5) 串間市の公共料金等（使用料、負担金等）を滞納していない者であること。
 - (6) 串間商工会議所又は仲町商店会の会員になること。
 - (7) 開業希望者は、串間商工会議所が実施する創業塾を受講すること。
 - (8) 事業に必要な許認可を開業までに取得していること。
 - (9) 市外から申請する補助対象者（個人）は、市民1名以上の雇用又は串間市民として居住すること。（実績報告時に住民票にて確認）
 - (10) 市外から申請する補助対象者（法人、法人等で構成されるグループ）は、市民1名以上の雇用又は代表者が串間市民として居住すること。（実績報告時に住民票にて確認）
 - (11) 補助金の交付申請をする年度内に空店舗等の所有、賃借等使用権限を有する見込みがあること。

3. 補助対象者が、次のいずれかに該当するときは、補助金の交付対象外となります。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同法律第2条第6号に規定する暴力団員の利益につながる活動を行う事業者
 - (2) 会社更生法、民事再生法に基づく更生手続又は再生手続を行っている者
 - (3) 空店舗等の所有者と生計をともにしている者または2親等以内の親族である者
 - (4) 市長が不相当と認める事業者

◇対象エリア

赤い線沿いが対象エリアです。



◇補助内容

次に掲げる補助対象経費の一部について下記の通り補助を受けることができます。

補助金の種別	補助対象項目	補助率	補助限度額
① 店舗整備補助	外装工事	65%	150万円
	内装工事		
	空調設備工事		
	給排水衛生設備工事		
	電気・照明工事		
	看板（建物固定のみ）工事		
	解体撤去工事		
	建物購入費		
	<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 店舗等営業（来客対応・商品製造）に係る部分の工事を対象とする。 対象（例）：厨房・トイレ・作業場 対象外（例）：事務室・従業員休憩室 下記の経費は、対象外とする。 土地購入費・設計費・備品購入費（※）・駐車場整備費 ※建物に固定されている備品購入費は対象とする。（要問合せ） 対象（例）：建物に固定されている看板／カウンター／商品棚 対象外（例）：可動する看板／テーブル／椅子 現状維持を目的とした工事は対象外とする。（要問合せ） 対象（例）：壁紙の一部破損に伴い、全面を張替える。 対象外（例）：壁紙の一部破損に伴い、当該部分のみ補修する。 20万円以上の工事を対象とする。 串間市住宅等リフォーム促進事業又は串間市企業支援プロジェクト事業（店舗等リフォーム支援）との併用は可能とする。ただし、対象区分が明確になる場合に限る。 原則、市内施工業者を活用する。ただし、特定の技能・技術があることを証明できる場合は、市外施工業者の活用も認める。 対象（例）：市内施工業者にない技術 市内施工業者では取扱がない素材を活用した整備 工事に関する見積書は、2社以上から徴収し、低額を申請する。 外装工事については、景観統一に向けた景観づくり（旧吉松家住宅を生かす大正ロマン・大正モダンなまちなみの実現）に取り組むものとする。 		

※例示以外の費用に係る対象経費の可否については、必要に応じて協議します。			
補助金の種別	補助対象項目	補助率	補助限度額
② 販売強化補助	店舗賃借料【ただし補助限度額は4万円/月】	65%	80万円
	商品開発		
	資格取得		
	プロモーション（広告PR・販売促進）		
<p>1. 店舗賃借料については、開業又は移転により新規契約する場合のみ対象とする。</p> <p>2. 商品開発は、商品・サービス・パッケージデザイン等の試作開発費用を対象とする。 対象（例）：商品試作用の原材料費・専門家相談に要する経費（謝金／宿泊費）・品質調査費・商品登録経費 対象外（例）：既存商品増産用の原材料費</p> <p>3. 資格取得については、開業又は販売強化に必要な資格を取得する場合のみ対象とする。 対象（例）：研修（講習会）参加費（受講料／宿泊費）・受験料 対象外（例）：業務と無関係の資格取得経費</p> <p>4. プロモーションについては、広告PR、販売促進に必要な経費を対象とする。 対象（例）：ホームページ制作費・パンフレット、ポスター制作費・新聞等広告費・展示会出展費（出展料、備品リース料、運送費、展示会等現場スタッフ謝礼等） 対象外（例）：備品購入費・既存の広告費・会社案内のみのパンフレット制作費・既存パンフレット等の増刷費</p> <p>※例示以外の費用に係る対象経費の可否については、必要に応じて協議します。</p>			

◆補助対象期間は下記の通りです。

補助金交付決定日～令和4年2月28日

◆補助申請取組要件は下記の通りです。

『①及び②』『②のみ』に取り組むものとする。

⇒『①のみ』に取り組む場合は、対象外とする。

⇒『①及び②』に取り組む場合は、②は1項目以上取り組むものとする。

⇒『②のみ』に取り組む場合は、2項目以上取り組むものとする。

◆記載している店舗とは、店舗、事務所等事業所のことをいいます。

◆補助対象経費は、補助対象期間中に発生し、支払が完了する経費が対象となります。

◆使用目的が、本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費が対象となります。

◆証拠資料等によって支払金額が確認できる経費が対象となります。

◆補助対象経費に係る消費税及び地方消費税は、補助の対象外となります。

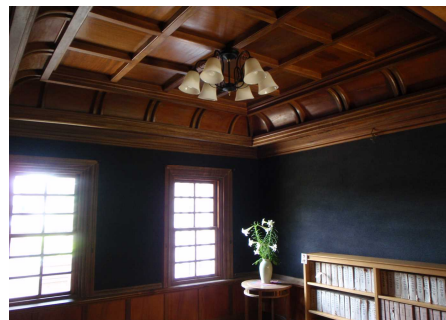
◆補助対象経費に該当する経費であっても、本市の他の補助金、国庫補助金等本市以外の

補助金又は助成金等の適用を受けた場合は、補助対象外となります。

★【参考】統一感のある景観づくりについて

串間市では、地域の魅力を高めていくために統一感のある景観形成は有用であることから、旧吉松家住宅に代表される歴史・文化環境と融合した景観づくりを図ります。

統一感のある雰囲気づくりを行うためには、地域住民の意識・知識の向上や協力が不可欠であることから、地域住民も含めた取り組みを図ります。(出典：串間市中心市街地まちづくり基本計画)

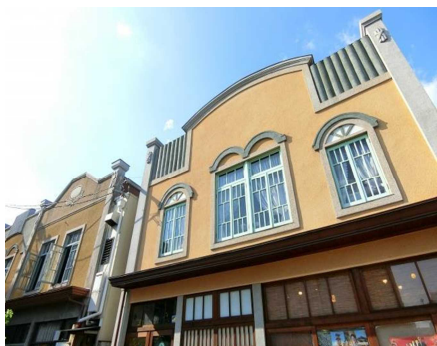


対象エリアのシンボルである国指定重要文化財「旧吉松家住宅」は、明治から昭和時代にかけて串間の政治経済に大きく貢献した吉松氏によって大正年間に建築されました。そこで、旧吉松家住宅が建築された時代と重なる大正ロマン・大正モダンなまちなみの実現に向けた景観づくりに取り組みます。

※「大正ロマン」「大正モダン」とは・・・

伝統と近代化が織り交ざった大正時代独特の雰囲気を表す言葉

伝統的な日本家屋に西洋文化が混ざり合ったスタイル

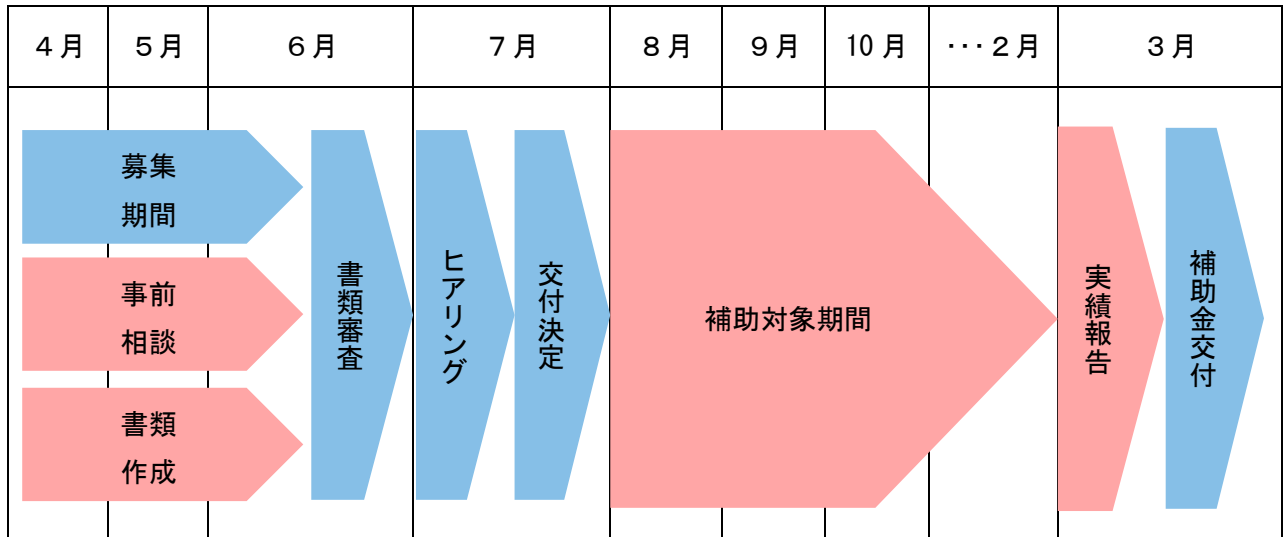


◇申請の手続き

1. 事業の流れ

- ◆事前相談開始 4月12日
- ◆申請書提出締切 6月14日 午後5時
- ◆ヒアリング 7月初旬 ※時期は前後する可能性があります。
- ◆交付決定 7月末 ※時期は前後する可能性があります。
- ◆実績報告提出締切 補助事業完了の日から起算して20日を経過した日まで

年度スケジュール



◇審査方法

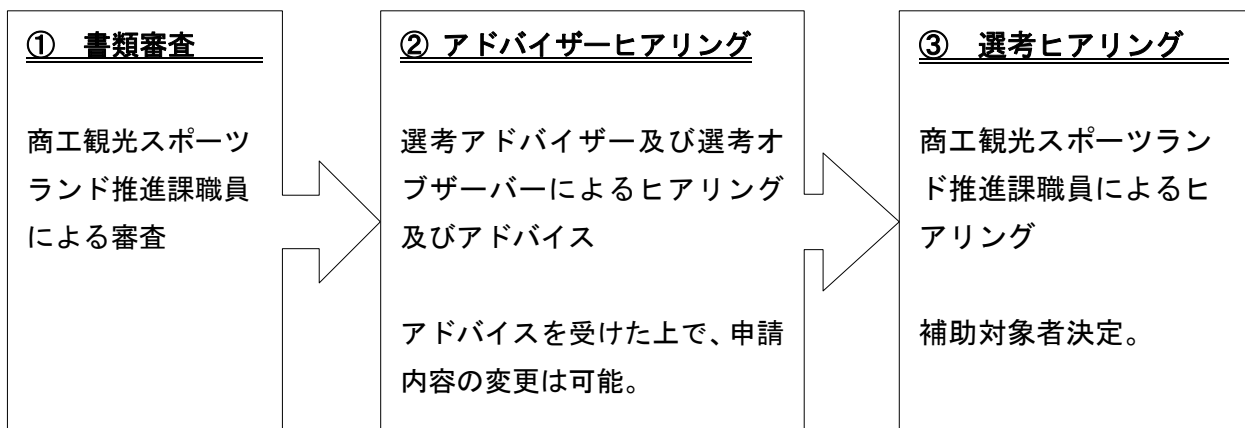
補助対象者については、申請の受付順ではなく、書類審査及びヒアリングにて、内容を審査の上、決定します。

書類審査及びヒアリングは、商工観光スポーツランド推進課職員が行います。

補助対象者選考にあたり、有識者からなる選考アドバイザー及び地域関係者からなる選考オブザーバーから意見を聴取することとしています。

◆選考アドバイザー：大学関係者、金融機関関係者、中小企業診断士

◆選考オブザーバー：地域経済団体等関係者



◇申請書類

以下の申請書類等を商工観光スポーツランド推進課までご持参ください。（郵送不可。手書不可。）必要に応じて、追加書類をお願いする場合があります。

◆申請期間 令和2年4月12日から令和2年6月14日まで（土日祝を除く。）

◆申請にあたっては、事前相談が必要です。

- (1) まちなか創生事業補助金交付申請書（別記様式第1号）
- (2) 事業計画書（別記様式第2号）
- (3) 補助対象経費の内訳がわかる書類（見積書の写し等）
- (4) 住民票の写し（個人の場合） ※法人の場合は代表者の住民票の写し。
登記事項証明書（法人の場合）・定款又は規約等の写し（法人以外の団体の場合）
- (5) 許認可その他法律に基づく資格を証明する書類の写し
- (6) 現在経営している店舗の経営状況がわかる書類（決算書等） ※該当者のみ
- (7) 誓約書（別記様式第3号）
- (8) 市税等の滞納がないことを証する書類
- (9) 空店舗等売買（賃貸借）仮契約書の写し又は空店舗等所有者との売買（賃貸借）の意思がわかる同意書（空店舗等の所有者を証する書類添付） ※該当者のみ
- (10) その他市長が必要と認める書類

※（4）（8）については、市外申請者の場合、現在住地において証する書類

◆現地確認については、事前相談にて協議します。

◇注意事項

1. 補助金対象となる経費の発注・契約・支出は、補助金交付決定後が対象となります。（申請時点では仮契約又は見積書の取得程度にとどめてください。）
2. 予算の範囲内で補助額を決定しますので、補助申請額を下回る補助額になる場合があります。
3. 補助金の交付は、実績報告書の内容を確認した上で確定します。（実績報告が確認できない場合は、交付決定を受けていても補助金が受け取れなくなります。）
4. 申請内容を変更する際には、事前に市の承認を受ける必要があります。
5. 補助事業終了後から3年間、本事業に取り組んだ成果として、売上高等を報告する必要があります。（任意様式）
6. 補助事業に関する書類、帳簿及び証拠書類について、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間は保存する必要があります。
7. 選考アドバイザー及び選考オブザーバーの指導助言を受ける場合があります。
8. 提出いただいた申請書類等は返却しません。
9. 補助金最終受領年度から5年未満で事業を休止、中止又は廃止する場合、また、申請内容に虚偽があった場合等は、補助金の一部又は全部の返還を求めます。

◇申請・問い合わせ先

串間市商工観光スポーツランド推進課 商工係
住 所：〒888-8555 串間市大字西方 5550 番地
電 話：0987-55-1127（直通）
E-mail：syoko2@city.kushima.lg.jp